

UC リボカード特約

第1条 (リボルビング払い専用カード)

トマトカード株式会社(以下「当社」と称します。)が発行するクレジットカードのうち、当社が指定するクレジットカード(以下「カード」と称します。)の会員が、UC トマトカード会員規約(以下「会員規約」と称します。)及び本特約をご承認のうえ、所定の方法で申し込み、当社が適当と認めた場合、カードをリボルビング払い専用カード(以下「リボカード」と称します。)とすることができるものとし、又はカードに追加してリボカードを貸与するものとします(前者をリボカード専用型、後者をリボカード追加型と称します)。

第2条 (ショッピングサービス支払区分)

リボカードによるショッピングサービスの支払区分は、会員がリボカード利用の際に指定した支払区分にかかわらず、リボルビング払いを指定したものとします。但し、会員が分割払いを指定した場合は、その利用代金の支払区分は会員が指定したところによるものとします。また、指定外の加盟店又はその他当社が指定したものにリボカードを利用した場合、1回払いとなることがあります。

第3条 (リボカード追加型)

1. リボカード追加型のリボルビング払いの利用可能枠は、当社が審査し決定した額までとし、カードのリボルビング利用額と合算した額までとします。
2. 会員は、リボカード追加型による利用代金等の債務がカードによる利用代金等の債務と合わせて取り扱われることを予め承認いただきます。
3. リボカード追加型は、キャッシング(リボ)は利用できないものとします。
4. 会員は、当社に対し会員規約第3条に定める年会費とは別にリボカード追加型について所定の年会費を支払うものとします。但し、リボカード追加型の年会費は、当社が別途定めて通知するまで無料とします。なお、すでにお支払い済の年会費は、理由の如何を問わず返却いたしません。

第4条 (会員規約の適用)

本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。